

生物多様性条約と COP10の概要

■ 経緯

- 1992・ 5 採択
- 1992・ 6 国連環境開発会議 (リオ・サミット) で署名
- 1993・ 5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

■ 締約国数 193ヶ国 [ECを含む。米は未締結]

■ 条約事務局 カナダ・モントリオール

◆ 締約国会議

(COP: Conference of the Parties)

- ・条約の実施等に関する意思決定を行う場。
概ね2年に1度開催。

- **期 間**：2010年10月18日～29日（閣僚級会合 27日～29日）（カルタヘナ議定書MOP 5：10月11日～15日）
- **場 所**：愛知県名古屋市（名古屋国際会議場）
- **参加者**：締約国（約190カ国）、国際機関、NGO、産業界など約8千人の参加を想定
- **議長国**：日本
- **2010年は、国際生物多様性年**

■ COP10の主要なテーマ

・2010年目標の評価と2010年以降の次期目標（ポスト2010年目標）

現行目標（「生物多様性の損失の速度を2010年までに著しく減少させる」）の達成状況を評価した上で、急速に悪化する生物多様性の状況を改善するため、2010年以降の目標を設定する。

・ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）に関する国際的枠組み

資源提供国（途上国）の遺伝資源を利用して資源利用国（先進国）が利益を上げる場合に、その利益の一部を資源提供国（途上国）に配分するための国際的枠組みの検討を完了する。

■ カルタヘナ議定書MOP5の主要なテーマ

・遺伝子組換え生物による損害に係る「責任と救済」の国際的ルールと手続

遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関して、締約国が講ずべき措置を規定する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」を採択し終了。